



厚生労働省 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署発表
令和4年3月15日

【照会先】
宮崎労働基準監督署
第一方面主任監督官 宮崎友親
○第三方面主任監督官 赤木理恵
電話 0985-29-6000
17:15以降 0985-29-6002

労働安全衛生法違反被疑事件で書類送検

～コンクリートポンプ車のブーム激突事故～

宮崎労働基準監督署(署長 岡元秀樹)は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、下記の被疑者を宮崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和2年4月15日、宮崎県宮崎市内の病院建設工事現場において、コンクリート圧送作業を行う際、コンクリートポンプ車の先端に構造上定められた長さを超えるホースを連結して使用した疑い。

元請事業者として事前に計画した作業計画に適合しない作業計画を作成した下請事業者に対し、適合する計画に変更するよう指導をしなかった疑い。

記

1 被疑者

- (1) さこだこうぎょう 迫田興業有限公司

所在地：鹿児島県志布志市志布志町安楽

事業内容：コンクリート圧送業

- (2) (1)の代表取締役 A

- (3) たいせいけんせつ 大成建設株式会社

所在地：東京都新宿区西新宿

事業内容：総合建設業

- (4) 大成・吉原・桜木特定建設工事共同企業体 工事課長 B

2 違反被疑条文

- 被疑者(1)、(2) とともに、労働安全衛生法違反
同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第 163 条（使用の制限）
同法第 27 条第 1 項
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）
- 被疑者(3)、(4) とともに、労働安全衛生法違反
同法第 30 条第 1 号第 5 号（特定元方事業者の講ずべき措置）
労働安全衛生規則第 638 条の 4 第 1 号
（関係請負人の講ずべき措置について）
同法第 36 条
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和 2 年 4 月 15 日午前 10 時 15 分頃、宮崎県宮崎市内において、大成建設株式会社と吉原建設株式会社と株式会社桜木組が共同で請け負う大成・吉原・桜木特定建設工事共同企業体（ 1 ）(以下、「大成・吉原・桜木 JV」という。)が施工する建設工事現場でコンクリート圧送作業を請け負った迫田興業有限会社が、コンクリートポンプ車を用いてコンクリートを圧送している際に、コンクリートポンプ車の第 2 ブームが破断し、破断したコンクリートポンプ車のブームが、コンクリートならし作業を請け負っていた下請会社の労働者（当時 53 歳、男性）に激突し、死亡するという災害が発生した。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、ブーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、構造上定められた最大使用荷重等を守らなければならないと規定されているが、事故発生時、コンクリートポンプ車のブームに連結できる先端ホースの長さ及び本数が守られていなかった。

労働安全衛生法では、特定元方事業者（ 2 ）はコンクリートポンプ車を使用する作業に関し、関係請負人が定める作業計画が、特定元方事業者が作成した作業計画に適合するよう指導しなければならないと規定されているが、事故発生時、大成・吉原・桜木 JV が作成した作業計画では鋼管を用いた配管によりコンクリート打設をするよう計画されていたところ、迫田興業有限会社が作成した作業計画ではブームによるコンクリート打設とする計画であったにも関わらず、大成・吉原・桜木 JV は迫田興業有限会社に計画の変更を指導していなかった。

1 特定建設工事共同企業体とは、いわゆるジョイントベンチャーのことで、複数の建設業者が発注者から共同連帯して事業を請け負い、各建設業者の労働者が一体となって工事を施工する組織のこと。労働安全衛生法第 5 条により、そ

のうちの一人を代表として労働局へ届け出ることとされており、本件における代表は大成建設株式会社である。

- 2 特定元方事業者とは、労働安全衛生法第 15 条第 1 項において、建設業等の事業者で事業の一部を請負人に請け負わせているもののうち、最も先次のものと規定されており、本件においては大成・吉原・桜木 JV である。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 以下省略

第 27 条第 1 項 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第 30 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一～四 省略

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

- 六 以下省略

(厚生労働省令への委任)

第 36 条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 第 1 号 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで(…中略…)の規定に違反した者

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生施行令

別表第七 建設機械(第十条、第十三条、第二十条関係)

- 一～四 省略

五 コンクリート打設用機械

1 コンクリートポンプ車

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

六 以降省略

○労働安全衛生規則

(使用の制限)

第 163 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

(解釈例規)

「その構造上定められた」とは、当面、メーカー等の仕様書等で示されたものをいい、車両系建設機械について規格等が定められた場合は、当該規格等で示されたものも含むこととなるものであること。

(昭四七・九・一八 基発第六〇一号の一)

(関係請負人の講ずべき措置についての指導)

第 638 条の 4 法第三十条第一項第五号に規定する特定元方事業者は、同号の関係請負人の講ずべき措置についての指導については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 車両系建設機械のうち令別表第七各号に掲げるもの(同表第五号に掲げるもの以外のものにあつては、機体重量が三トン以上のものに限る。)を使用する作業に関し第百五十五条第一項の規定に基づき関係請負人が定める作業計画が、法第三十条第一項第五号の計画に適合するよう指導すること。
- 二 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンを使用する作業に関しクレーン則第六十六条の二第一項の規定に基づき関係請負人が定める同項各号に掲げる事項が、法第三十条第一項第五号の計画に適合するよう指導すること。

(解釈例規)

本条は、特定元方事業者が車両系建設機械又は移動式クレーンを用いて作業を行う関係請負人の作成する作業計画等について、周囲の請負人の労働者に危害を及ぼさないよう第六三八条の三の計画に基づき必要な指導を行わなければならない趣旨であり、具体的な指導の内容としては、機械の種類及び能力、運行経路、作業方法、設置位置等についての指導があること。

(平四・八・二四 基発第四八〇号)

作業状況をイメージしたもの。

